

## 第6節 生活環境 豊かな自然と住環境が共生する村

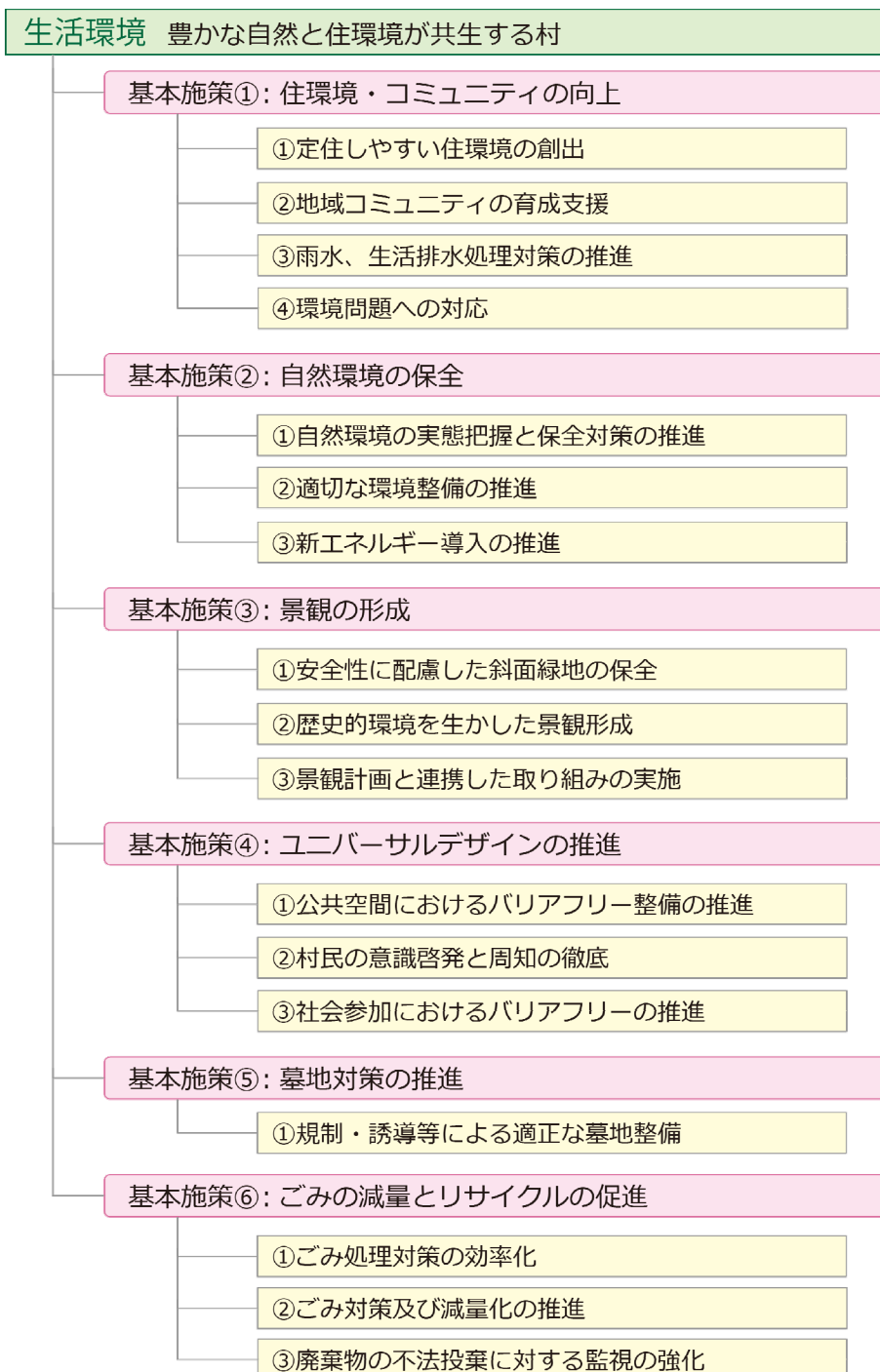
### (1) 基本目標

村民の快適な生活を支える住環境の向上を図るとともに、活力あるコミュニティ形成を促進するため、自治会活動への支援や村民活動のネットワーク化を図りながら、村民相互のふれあい豊かな地域社会の実現に努めます。

また、村内の森林、海浜等の自然環境の実態を把握し、適切な保全、管理、整備、活用方策の検討を行うとともに、環境負荷を軽減する取り組みとして、ごみの減量とリサイクルの促進に向けた村民の理解と意識の高揚に努めます。

さらに、近年顕在化してきた墓地問題への対応を図っていきます。

### (2) 施策体系



## 基本施策①：住環境・コミュニティの向上

### 【現状と課題】

近年における住宅地の拡大、村民のライフスタイルの変化や価値観の多様化などに伴い、伝統的な集落単位での共同体意識の低下が大きな問題として顕在化してきています。また、社会経済の動向を反映し、村民の都市的な生活への移行など、集落環境を取り巻く諸情勢が大きく変化し、生活環境整備に対する新たな課題や多岐にわたる整備ニーズが高まっています。

今後も、快適な集落環境づくりを推進していくために、それぞれの集落の立地や環境特性、村民要望に十分配慮した上で、地域の自主的な環境づくりへの取り組みを促進しながら、生活環境整備の支援策を検討していく必要があります。

また、社会を取り巻く環境変化の中で、村民の日常生活の中に文化やスポーツ・レクリエーション活動を通じたサークル・同好会への参加機会が増えており、新しいコミュニティとして定着・発展しつつあります。さらに、コミュニティ活動の一環として地域における緑化や花壇の設置、清掃活動など環境美化運動が展開されており、住民交流の活発化とともに、優れた環境の保全や美観づくりのうえで大きな成果を上げています。今後もこうした取り組みに対して、継続的な支援を図るとともに、村民生活の変化に即した自治会の発展、新たに本村へ居住しはじめた住民の地域連帯意識の涵養に向けた支援を図る必要があります。

### 【実施施策】

#### ① 定住しやすい住環境の創出

- 生活環境整備として、街路及び歩道の整備をはじめ、排水施設の整備や街灯の設置、既存の緑地を生かした公園、広場、遊歩道の整備などを推進し、安全で快適な住環境を創出します。
- 地域住民の交流や憩いの拠点となる遊び場など集落施設の整備を促進します。
- 案内板などの広告施設の整備を進め、来訪者への情報提供や地域住民に対する広報板として活用します。

#### ② 地域コミュニティの育成支援

- 共同体意識に根ざした自治会の発展とともに、時代の動向や村民生活の変化などに対応した地域コミュニティの育成に向けた支援策を強化拡充します。
- 各種団体やサークル・同好会などを支援し、相互交流の展開によるネットワークの促進により、村民の自主的な幅広い各種団体活動を育成します。
- 自治会活動の場となっている自治公民館や集会所、公園・広場など既存施設の整備拡充による有効利用の促進をはじめ、新たな村民ニーズに対応した拠点づくりに努めます。
- 地域における祭事や緊急時の連絡方法等のマニュアルの整備を図っていきます。
- コミュニティ活動に連動するような環境美化運動の支援を強化し、地域ぐるみの花と緑に包まれた快適な環境づくりを促進します。

### ③雨水、生活排水処理対策の推進

- 集落における生活環境の改善を図るために、排水施設の整備や維持管理の強化を継続して推進します。

### ④環境問題への対応

- 日常的に発生する騒音や軍用機から発生する騒音、また悪臭などの環境問題に対し、村民の協力のもと指導するとともに関係機関等への申し入れを強化し、生活環境改善に努めます。

## 基本施策②：自然環境の保全

### 【現状と課題】

丘陵斜面域および台地域に分布する森林は、本村の自然景観を特徴づけており、水資源涵養や村土保全及び動植物の生息環境の形成など重要な機能を果たしています。また、中城湾に面した海岸域は海浜及び沿岸海域の自然景観を形成しています。このような、森林や海岸域は、広域的に機能する森林レクリエーションや海浜レクリエーション、教育活動の拠点として期待されています。

これまで、流域育成林整備事業による造林保育、斜面の地滑り対策の実施による森林保全、エココースト事業や海岸の清掃作業の実施による海岸域の保全に取り組んできました。将来にわたってかけがえのない自然を守り育て、地域財産として受け継ぐことが重要な課題であると同時に、自然を活かした整備・活用を推進することが必要です。また、村民に対して身近な自然に親しむ機会を創出し、環境保全への意識高揚に努める必要があります。

また、新エネルギーの導入検討が課題であり、太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの積極的な導入を推進し、将来的には公共施設への導入を検討します。

### 【実施施策】

#### ①自然環境の実態把握と保全対策の推進

- 森林・河川・海浜の自然環境の実態を把握し、環境に対する適切な評価に基づいた保全対策を推進します。
- 生態系に配慮した適正な土地利用を推進するとともに、身近な緑の保全や創出、自然とのふれあい機会の拡充などにより、自然共生型の地域づくりを進めます。
- 斜面部の緑地保全を推進します。
- 自然環境基礎調査を推進し、生き物と共生する地域をめざし、児童生徒の環境教育の場として位置づけます。
- 中城の生活環境の背景として重要な斜面緑地・農地周辺・海辺において、それぞれの自然の保全と再生を図り、豊かな自然と親しみのもてる景観の形成を進めます。

## ②適切な環境整備の推進

- 優れた自然を保全し活用するとともに、潤いのある憩い空間の創出に努めます。
- 緑地、農地の保全と活用を図っていきます。
- 海岸や河川の美化、保全による親水空間の整備を推進します。
- 本村の特徴でもある長い海岸線を活かした親水空間の利活用を検討していきます。
- 公園、緑地整備による緑のネットワークを創出します。
- 定期的な清掃活動により、住みよい環境の整備に努めます。

## ③新エネルギー導入の推進

- 本村に適した新エネルギーを把握し、積極的に導入を図るとともに新エネルギー導入に対する支援に努めます。

## 基本施策③：景観の形成

### 【現状と課題】

本村は、落ちついた秩序あるたたずまいをもつ集落やサトウキビ畑をはじめとする農地など、農村として優れた景観が保全されてきました。しかし、近年では、都市基盤の整備が進行していることから、中城らしい自然環境と歴史的環境の調和がとれた景観形成に継続的に取り組んでいくとともに、安全に配慮した景観形成を図る必要があります。

また、内外から注目を受ける中城城跡とそれを囲むバッファゾーン<sup>※1</sup>としての斜面緑地においては、ふるさとの顔づくりモデル事業により、歴史の道の整備が行われ、保全と共に本村のシンボル景観としての形成と今後の利活用が望まれています。そこで、中城城跡と県営中城公園へのアプローチや各地に点在する文化財などの歴史的環境の保全を前提とした景観整備に取り組んでいく必要があります。

さらに、本村では、平成22年度から景観計画<sup>※2</sup>策定への取り組みを開始しました。今後は、中城らしい景観の保全・創造のための施策を展開し、景観行政団体<sup>※3</sup>への移行を目指します。

### 【実施施策】

#### ①安全性に配慮した斜面緑地の保全

- 急傾斜危険区域及び崩落危険箇所についての安全性を確保しながら、斜面緑地の適切な保全を図っていきます。

### 用語解説

※1【バッファゾーン】自然保護地域設定の際の地域区分（ゾーニング）のひとつ。コアエリア（核心地域）を取り囲んで、保護地域外からの影響を緩和するための緩衝地域・地区。バッファゾーンを設定する考え方は、国立公園や世界遺産など多くの保護地域の設定に際して採用されている。

※2【景観計画】景観行政団体が、景観行政を進めるための基本的な計画。景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める。

※3【景観行政団体】景観行政団体は景観法に基づき景観計画を定めることができ、景観計画区域や景観に関わる一定の行為に対する届出・勧告の基準を定めることができる。中城村が景観行政団体となるためには、沖縄県との協議・同意が必要。

## ② 歴史的環境を生かした景観形成

- 中城城跡の周辺部においては、斜面緑地の保全と共に、史跡地周辺のバッファゾーンとして、歴史的環境の魅力を高める景観形成に積極的に取り組んでいきます。
- 村内各地に点在する御嶽や拝所、村ガ－などの文化財を核として、歴史の継承と合わせた集落地の景観形成を進めます。
- 歴史ある樹木、すぐれた景観のある樹木や樹林、また集落内環境における大木や生垣などの育成保護に努めます。

## ③ 景観計画と連携した取り組みの実施

- 中城らしさに配慮した公共施設用地の緑化等、人々の交流をよりいきいきとさせる身近な景観の保全・創造に努めていきます。
- 通学路など、村民の生活の中で使用頻度の高い村道の交差点まわりにおいては、まちかどとしての景観演出に配慮し、広告物や自動販売機等の設置を抑えていきます。
- 住宅においての生垣づくり等によるうるおいのあるまちなみづくりを進めます。
- 景観を守っていくために規制すべき建築物の高さ等を設定し、より良好な景観形成を図っていきます。
- 村の実情に合わせた景観施策を行っていくため、景観行政団体への移行を目指します。

## 基本施策④：ユニバーサルデザインの推進

### 【現状と課題】

生涯の暮らしの中では病気やけがによって心身に障がいを持ったり、高齢による全般的な身体機能の衰えなどにより、日常生活や外出が不自由になることがあります。本村でも、役場内のバリアフリー整備の実施、法的事業の推進及び必須事業の整備・相談支援事業における専門相談員の配置、介護予防事業・健康トピック等の定期的広報による介護予防事業の周知、手話ボランティアの育成など、物理的、心理的、制度的バリアの解消を目指した施策を実施してきました。

今後は、不特定多数の人が利用する公共施設を中心とした整備を推進するとともに、障がいに関する知識啓発、障がい者への対応、社会参加を促進するための事業の周知方法の見直し、視覚障がい者・聴覚言語障がい者への情報伝達手段の確保などの検討が必要です。

### 【実施施策】

#### ① 公共空間におけるバリアフリー整備の推進

- 公共施設をはじめ不特定かつ多数の人が利用する施設については、スロープの設置による歩行空間の段差の改善など、高齢者や障がい児・者等が円滑に移動できるための整備を進めます。
- 公共施設におけるオストメイト対応トイレ<sup>※1</sup>設備整備を推進します。

**② 村民の意識啓発と周知の徹底**

- 心身に障がいがある人の社会参加を促進するとともに偏見や差別意識を解消するための村民啓発に努めます。
- 身障者用駐車場におけるマナー面での意識啓発を図ります。

**③ 社会参加におけるバリアフリーの推進**

- 情報伝達が困難な人に対して障がいを補う伝達方法を検討し、各種活動への参加を促進します。
- 障がい者や高齢者などが参加しやすく、制度的バリア<sup>※1</sup>のない行政施策を展開します。

**基本施策⑤：墓地対策の推進****【現状と課題】**

沖縄県の墓地は門中柱や家族墓に代表されるように、他県とは風習や歴史的な背景が異なり、個人で墓地を所有するといった慣習が根強く残っており、これまで、この個人墓地を地域特性として容認してきました。しかし、この結果、無秩序な墓地の立地が進み、快適な住環境の確保、良好な自然環境や地域景観等の保全、計画的な土地利用の推進等について支障が生じています。

そのため、本村においては、今後の墓地の無秩序・無計画な立地を抑制し、秩序ある墓地の形成と適正な管理を推進するために、平成 22 年度に中城村墓地基本計画<sup>※2</sup>を策定しました。今後は、計画に従い、村民の墓地ニーズに応えるための新たな墓地区域の設定や墓地運営に係るルールなどについて計画していきます。

**【実施施策】****① 規制・誘導等による適正な墓地整備**

- 公営墓地の整備を検討するとともに、中城村墓地基本計画に基づいた規制誘導の厳格化により墓地の適切な配置を推進します。

**用語解説**

※1 【制度的バリア】法令・制度等の存在によって障がい者が機会の均等を奪われている構造。例として、資格制度、大学等の入試制度、就職・任用試験等における、障害を理由とした欠格事由、公営住宅への重度障害者の単身入居制限など。

※2 【中城村墓地基本計画】平成 22 年度に策定された、村内の墓地に関する基本計画。墓地、埋葬等に関する法律や、中城村総合計画等上位計画に基づき、墓地の整備と墓地の基本的方向を示した墓地に関する個別計画。

## 基本施策⑥：ごみの減量とリサイクルの促進

### 【現状と課題】

ごみ対策は、村民の日常生活に密接してきめ細かな施策需要が高く、これまで収集システムの改善や円滑な処理体制の強化などを推進してきました。平成 20 年には一般廃棄物（ごみ）処理基本計画<sup>※1</sup>を策定し、快適な生活環境づくりに努めています。しかし、近年では、ごみの不法投棄が問題になってきており、防止対策を図るとともに、スムーズな撤去ができる体制を確立する必要があります。



ゴミ収集

ごみの排出量は資源ごみを除いて増加傾向にあるため、今後は、ごみ処理量が年々増加する状況をふまえ、処理施設の整備改善とともに、粗大ごみや産業廃棄物の増大に対応して広域的な処理体制の一層の強化を図る必要があります。

また、今後とも村民のごみ処理対策への意識高揚を図りつつ、分別収集やリサイクル活動を推進するため、資源ごみのリサイクルや生ごみの自家処理促進制度<sup>※2</sup>を設けています。

さらに、村民が取り組みやすい施策の展開によるリサイクルの推進や各種団体が実施している活動を外部に発信することによる意識向上を図る必要があります。

し尿処理については、下水道未接続区間における処理の継続を図っていく必要があります。

### 【実施施策】

#### ① ごみ処理対策の効率化

- ごみ処理にあたっては、今後とも広域体制のもとに効率的な事業運営の強化と処理システムの拡充に努めます。
- ごみ処理量の動向をふまえ、処理施設の維持管理及び計画的な改築等整備により円滑なごみ処理を図ります。

#### ② ごみ対策及び減量化の推進

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）<sup>※3</sup>によるごみの減量化に対する意識高揚を図るとともに生ごみ処理機等の導入による自家処理を促進します。
- 資源ごみのリサイクルについては、各種団体や地域コミュニティ活動と一体となった推進体制強化への支援策を拡充し、自主的な活動を促進します。
- 分別収集の計画的な推進及びごみの減量化のために、さらなる分別の細分化を始めとした具体的な施策を展開します。

#### 用語解説

※1 【一般廃棄物（ごみ）処理基本計画】 今後10年間の中城村におけるごみの発生抑制や再生利用などについて、基本理念に基づく基本方向を定める計画（各種施策を展開し、循環型社会の形成に向けた取組みを進めていく）。

※2 【生ごみの自家処理促進制度】 家庭から排出されるゴミの減量化を図るため、生ゴミ処理容器、生ゴミ処理機（以下「容器」という。）の設置を奨励し、その購入費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度。

※3 【3R（リデュース・リユース・リサイクル）】 日本では2000年（平成12年）に循環型社会形成推進基本法において導入された考え方。3Rとは、Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字。

### ③ 廃棄物の不法投棄に対する監視の強化

- 粗大ごみや産業廃棄物の増大に対応し、関係機関との連携のもとに処理対策を強化します。
- 廃棄物の不法投棄に対する監視を強化し、景観保全や環境美化に努めます。

### ④ し尿処理の強化拡充

- 収集体制の改善により、処理の継続を図るとともに、し尿の完全処理を目指し、すでに着手している公共下水道整備事業を計画的に推進します。

## (3) 成果目標

指標の名称	現況値 (平成 22 年度)	中間目標値 (平成 28 年度)	最終目標値 (平成 33 年度)
一人あたりのごみ排出量	0.28 t	0.27 t	0.26 t